

滋賀県文化振興基本方針（第4次）（素案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県文化審議会の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

令和7年（2025年）10月16日（木）から令和7年（2025年）11月15日（土）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に準じて、「滋賀県文化振興基本方針（第4次）（素案）」についての意見・情報の募集を行った結果、8名（団体を含む）の方から、42件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
表紙・目次	—
第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方	2
第2章 滋賀県の文化に関する現状と課題	5
第3章 基本目標と施策の柱（施策の方向性）	2
第4章 施策の展開	29
第5章 基本方針の推進	4
全体	—
合計	42件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県文化審議会の考え方について

No	頁	意見・情報(概要)	意見・情報に対する考え方
第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方			
1	2	「4 対象とする文化芸術の範囲」について、滋賀県立公文書館の写真や現物等も文化芸術に包含されるので、滋賀県立公文書館を基本方針の対象としてはどうか。	公文書館で保存されるものには、地域で継承されてきた伝統文化や生活文化を伝えるものがあり、対象に含まれると考えますが、ここは「分野」で整理しているため、原案のとおりとします。
2	2	「4 対象とする文化芸術の範囲」について、滋賀県の特徴である陶芸を追加してほしい。	陶芸は、「美術」および「工芸」に含まれるものとして整理しており、ここでは、原案のとおりとします。 なお、御意見を踏まえ、第1章、第3章、第4章において、<u>以下のとおり、追記します。</u> また、本県においては、原風景ともいえるべき琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する中で育まれ大切に守り伝えられてきた文化的資産、<u>陶芸をはじめとした伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識</u>、さらには、アーティストによる創作や美術館やびわ湖ホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在に連なる「多様な美の資源」があふれています。 (P1 8行目、P24 8行目、P33 14行目)
第2章 滋賀県の文化に関する現状と課題			
3	6	「無料の動画配信サービスや定額で音楽・映画などが楽しめる動画配信サービス等が出現したことから、より気軽に文化芸術に親しむことができるようになりました。」とあるが、その一方で、出演者と鑑賞者が一緒に空間を共有するジャンルのファンの獲得がより難しくなっていることに注意する必要がある。	リアルな体験や演者と観客、観客間の一体感を共有できる活動については、方針全体で推進することとしており、原案のとおりとします。
4	10	「デジタルアーカイブ」と「デジタル・アーカイブ」の表記を統一してはどうか。	<u>「デジタルアーカイブ」に統一します。</u>

No	頁	意見・情報(概要)	意見・情報に対する考え方
第2章 滋賀県の文化に関する現状と課題			
5	10	「2 社会情勢の変化」について、「(2) 国の動向」や「(3) 県の動向」だけでなく、「関西」における滋賀県の位置づけを考える必要があると思う。 滋賀県は、京都や大阪に比べると、作品の売り買いの場が少ない一方で、作り手が住みやすく創作に打ち込みやすい環境であり、滋賀県のブランディングや県民にとっての魅力再発見にもつながると思う。	御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 ・文化庁の京都移転（令和5年3月） 同年7月には、文化庁、関西広域連合、関西の経済界が一体となって、行政、経済、教育、文化芸術等の関係団体や地域住民などと連携しながら、オール関西で取組を展開するため、連携プラットフォーム共同宣言が採択されました。（P10 24行目） さらに、移住支援については、第4章において、以下のとおり追記します。 ・市町と連携し、滋賀県の文化芸術に関する土壌の豊かさなどの滋賀県の魅力や、文化芸術活動者の地域での暮らしぶりなどを発信することで、本県の移住や関係人口の創出につなげます。（P32 13行目）
6	10	国や県だけでなく「関西」という広域視点を取り入れることも重要だと思う。 滋賀県は、多くの作家やアトリエが集まる「アート産地」としての魅力があるので、関西圏での芸術発信や交流を促すことで、県のブランド向上や県民による地域の魅力の再発見が期待できると思う。	御意見を踏まえ、以下の部分で、関西における動向および移住政策との関わりを記載します。 ・文化庁の京都移転（令和5年3月） 同年7月には、文化庁、関西広域連合、関西の経済界が一体となって、行政、経済、教育、文化芸術等の関係団体や地域住民などと連携しながら、オール関西取組を展開するため、連携プラットフォーム共同宣言が採択されました。（P10 24行目） ・市町と連携し、滋賀県の文化芸術に関する土壌の豊かさなどの滋賀県の魅力や、文化芸術活動者の地域での暮らしぶりなどを発信することで、本県の移住や関係人口の創出につなげます。（P32 13行目）
7	15	「3 基本方針（第3次）の取組状況、成果および課題」として、「滋賀キッズミュージアムネットワーク」、「こほくキッズミュージアム」の取組について記載し、今後も、この事業を拡充していくことを記載してほしい。	御意見を踏まえ、以下のとおり、追記します。 ・県内美術館等と「滋賀キッズミュージアムネットワーク協定」を締結し、美術館等が少ない北部地域において、子どもを対象とした文化芸術に関する体験プログラムを開催しました。【重点施策①】（P15 6行目） なお、取組については、第4章において、以下のとおり修正します。 ・「滋賀キッズミュージアムネットワーク」等を通じて、子ども向け体験プログラムを実施している県内の美術館等の連携強化を図り、文化芸術体験等のワークショップの実施や情報発信を一体的に行うとともに、北部地域での事業展開を進めます。（P 28 22行目）

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第3章 基本目標と施策の柱（施策の方向性）			
8	25	「施策の柱（施策の方向性）3 滋賀の魅力を高める」について、文化芸術による社会的処方取組について記載してほしい。	文化芸術による社会的処方取組については、「第4章 施策の展開」として、記載しており、ここでは、原案のとおりとします。
9	25	官民連携による文化芸術活動を支援する仕組みづくりについて、最近、当団体では、人権学習として、小中学校から、障害者当事者本人が演じ、話してほしいと公演依頼をいただいている。教育や福祉が、文化芸術と掛け合わされると人権文化になるのではないかと。	今後、施策を進める上での参考といたします。
No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
10	27	滋賀県公文書館を本基本方針の対象としてはどうか。県立公文書館の所蔵品についても、デジタルアーカイブの対象として、本基本方針に記載してはどうか。	県立公文書館で保存されるものには、地域で継承されてきた伝統文化や生活文化を伝えるものがあり、対象となると考えており、<u>以下のとおり修正します。</u>（P27 20行目） 〔修正前〕 県立文化施設（県立美術館、県立芸術劇場びわ湖ホール、文化産業交流会館、県立安土城考古博物館、県立琵琶湖文化館、県立琵琶湖博物館、県立陶芸の森および県立図書館） 〔修正後〕 県立文化施設（県立美術館、県立芸術劇場びわ湖ホール、文化産業交流会館、県立安土城考古博物館、県立琵琶湖文化館、県立琵琶湖博物館、県立陶芸の森および県立図書館等） また、県立公文書館の具体的な取組については、第4章において、<u>以下のとおり追記します。</u> ・<u>県立公文書館では、特定歴史公文書等に係る企画展示や情報紙・研究誌の刊行、講演会・講座の企画、デジタルアーカイブの公開、新たな滋賀県史の編さんなどを実施します。</u>（P34 4行目）

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
11	27	他府県の美術館では、さまざまな企画展が開催されており、来場者が多いが、滋賀県立美術館等は、滋賀県にこだわり過ぎており、多彩なテーマで開催されていない。もっと集客が見込める企画展を開催してはどうか。 なお、びわ湖ホールについては、最近、面白い企画が増えており、複数回来場している。	県立美術館を含め、県立文化施設の展覧会等については、以下に記載しており、原案のとおりとします。 ・県立文化施設における優れた舞台芸術や魅力ある展覧会の開催（P27 20行目）
12	27	公立の文化施設について、役割が多様化しているため、機能や人員体制を再構築する必要があると思う。もっと、アウトリーチについて、人材や予算を充てることが望ましいと思う。	文化施設のアウトリーチについては、以下に記載しており、原案のとおりとします。 ・県立文化施設におけるアウトリーチ事業の実施（P27 24行目）
13	28	「1（1）誰もが文化芸術に親しめる場の提供・活性化」について、県内市町の「地方文化芸術推進基本計画」の策定を支援するだけでなく、地域格差を減らすため、市町の基本計画の策定後も、県が市町の施策の進捗状況を確認するなど、市町への支援や伴走が必要ではないか。	市町に対して、「文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組を積極的にできるよう、支援・連携を行う」と記載しています。 市町の文化芸術推進基本計画においては、それぞれの市町の方法で、進捗管理を行うものであるため、原案のとおりとします。
14	28	専門職として働く文化芸術関係者が、それで生計を立てて暮らしていけるように、待遇改善（賃金、謝金の上昇・労働環境の改善）について記載してほしい。	文化芸術関係者の働く環境については、以下の施策に記載しており、原案のとおりとします。 ・文化芸術活動への支援、相談対応（P28 4行目） ・文化芸術分野で働く人など、県民が安心して働ける環境整備に向けた関係法令の周知・啓発（P32 11行目）
15	28	社会福祉法人グローの問題を踏まえ、ハラスメント根絶の方針を明確に示すべきだと思う。	文化芸術関係者の働く環境については、以下の施策に記載しており、原案のとおりとします。 ・文化芸術活動への支援、相談対応（P28 4行目） ・文化芸術分野で働く人など、県民が安心して働ける環境整備に向けた関係法令の周知・啓発（P32 11行目）

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
16	28	滋賀キッズミュージアムネットワークの取組を活用し、学芸員や文化施設職員と連携し、上質な文化芸術体験を届ける取組を展開していただきたい。	学芸員や文化施設職員と連携した取組については、以下の施策等に位置付けているため、原案のとおりとします。 ・県立美術館等におけるイベント・ワークショップの開催（P28 20 行目） ・子ども向け体験プログラムを実施する県内美術館等との連携強化（P28 22 行目）
17	28	「1（1）誰もが文化芸術に親しめる場の提供・活性化」として、文化芸術に触れる機会が少ない地域に対する企画の充実として、地域への文化施設への支援や滋賀キッズミュージアムネットワークの取組を記載してはどうか。	御意見を踏まえ、<u>以下のとおり、修正しました。</u>（P28 22 行目） 〔修正前〕 ・子ども向け体験プログラムを実施している県内の美術館等の連携強化を図り、施設における文化芸術体験等のワークショップの実施や情報発信を一体的に行うことで、子ども・若者が文化芸術に触れる場の充実を図ります。 〔修正後〕 ・<u>「滋賀キッズミュージアムネットワーク」等を通じて、子ども向け体験プログラムを実施している県内の美術館等の連携強化を図り、文化芸術体験等のワークショップの実施や情報発信を一体的に行うとともに、北部地域での事業展開を進めます。</u> なお、北部地域における取組については、「3（3）さまざまな分野との連携による地域の魅力づくり」にも記載しています。
18	28	「1（2）子ども・若者の芸術活動の充実」について、「滋賀キッズミュージアムネットワークの取組の推進」や「滋賀キッズミュージアムネットワークの活用」と記載してはどうか。	御意見を踏まえて、<u>以下のとおり修正します。</u>（P28 22 行目） 〔修正前〕 ・子ども向け体験プログラムを実施している県内の美術館等の連携強化を図り、施設における文化芸術体験等のワークショップの実施や情報発信を一体的に行うことで、子ども・若者が文化芸術に触れる場の充実を図ります。 〔修正後〕 ・<u>「滋賀キッズミュージアムネットワーク」等を通じて、子ども向け体験プログラムを実施している県内の美術館等の連携強化を図り、文化芸術体験等のワークショップの実施や情報発信を一体的に行うとともに、北部地域での事業展開を進めます。</u>

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
19	28	「1(2) 子ども・若者の文化芸術活動の充実」「1(3) 障害者や外国人等の文化芸術活動の推進」について、障害者や外国人、子ども・若者等の文化芸術活動において、行政や文化芸術関係者が一方的に場を提供するだけでなく、当事者が計画策定や事業の企画段階から参画できるような仕組みが必要だと思う。	御意見を踏まえ、第5章において、<u>以下のとおり修正します。</u>(P37 16行目) [修正前] 文化の振興を図るためには、県民一人一人が等しく文化芸術に親しむとともに、県民に身近な文化芸術活動の場である地域において、文化芸術活動が充実することが必要です。 そのため、県は、地域の文化芸術活動の主役である県民や、文化施設・教育機関、障害者施設等の福祉施設との連携・協働の推進に取り組みます。 [修正後] 文化の振興を図るためには、<u>国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず</u>、県民誰もが等しく文化芸術に親しむとともに、県民に身近な文化芸術活動の場である地域において、文化芸術活動が充実することが必要です。 そのため、県は、地域の文化芸術活動の主役である県民や、文化施設・教育機関、障害者施設等の福祉施設、<u>NPO</u>との連携・協働の推進に取り組みます。
20	28	「1(3) 障害者や外国人等の文化芸術活動の推進」について、当事者も計画策定や事業企画に参画することを記載してほしい。	基本方針の推進体制について整理している第5章において、<u>以下のとおり修正します。</u>(P37 16行目) [修正前] 文化の振興を図るためには、県民一人一人が等しく文化芸術に親しむとともに、県民に身近な文化芸術活動の場である地域において、文化芸術活動が充実することが必要です。 そのため、県は、地域の文化芸術活動の主役である県民や、文化施設・教育機関、障害者施設等の福祉施設との連携・協働の推進に取り組みます。 [修正後] 文化の振興を図るためには、<u>国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず</u>、県民誰もが等しく文化芸術に親しむとともに、県民に身近な文化芸術活動の場である地域において、文化芸術活動が充実することが必要です。 そのため、県は、地域の文化芸術活動の主役である県民や、文化施設・教育機関、障害者施設等の福祉施設、<u>NPO</u>との連携・協働の推進に取り組みます。

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
21	28	「1(3) 障害者や外国人等の文化芸術活動の推進」について、障害がある人が共生社会の実現に向けて、芸術活動を行っているわけではないことをうまく表現してほしい。 障害のある方の文化芸術活動への参加促進が、「障害者は素直だからアートの才能がある」というような偏った理解にならないように配慮いただきたい。	御意見を踏まえ、<u>以下のとおり修正します。</u>(P28 27～33 行目) [修正前] 文化芸術は、豊かな感性や創造力を育み、多様な価値観を理解、尊重し合い、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力ある社会を形成する力を持っており、文化芸術を通して、障害者や外国人等などさまざまな者との相互理解を促進します。 また、障害者による文化芸術においては、それまで見えづらかった障害者の個性と能力に気付かせ、障害の理解を深めるきっかけとなるものです。 このため、共生社会の実現に向けて、障害者や外国人等が文化芸術に親しめる環境づくりを行うとともに、文化芸術を通じた交流の場を創出します。 [修正後] <u>誰もが文化芸術に親しめる環境づくりには、特に、障害者や外国人等へ向けた取組が重要です。文化芸術活動者や鑑賞者等には、障害の状況や母語、生活習慣や価値観など様々な特性の人が含まれることを念頭に置きながら、特定の人が排除されることがないようにインクルーシブ（包摂的）に取り組む必要があります。</u> <u>共生社会の実現に向けて、鑑賞や創造、発表等の機会の充実や相談支援などにより、障害者の文化芸術活動を推進するほか、外国人等の多様な文化的背景や価値観を尊重した文化交流等を進めます。</u>
22	28	「1(3) 障害者や外国人等の文化芸術活動の推進」について、文化芸術団体は、地域の文化施設等と連携することで、それぞれの特性を活かしたプログラムを開催することができると思う。また、アウトリーチや情報保障について、出演者も鑑賞者も障害の有無や国籍を問わず体験できるようになればいいと思う。	今後、施策を進める上での参考といたします。

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
23	29	文化芸術の感じ方や表現は、自由であり、それを認め合えることがアートの本質であると思う。そのことを、県立美術館などが実施している対話型鑑賞の取組などから、施策に反映していくべきだと思う。	御意見を踏まえ、 <u>以下のとおり記載します。</u> (P 29 13 行目) ・ <u>県立美術館における対話鑑賞をきっかけとして、多様な価値観を理解、尊重しあう機会を提供します。</u>
24	30	「1(5)県立文化施設の保全・整備等」について、県立公文書館も含めてはどうか。	県立公文書館は、本基本方針の計画期間において、施設の保全・整備の計画を想定していないため、本基本方針では記載しないこととし、原案のとおりとします。
25	30	県立施設の保全・整備も重要であるが、市町の文化施設については、改修費が賄えず、閉鎖してしまう施設が多いため、県として、支援が必要ではないか。	文化施設の保全・整備については、市町の施設等との役割分担や連携など含めて、共に検討すべきものと考えますが、費用負担に関することについては、本方針には記載しないこととし、原案のとおりとします。 なお、市町の取組への支援については、以下に記載しています。 ・市町の文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組への支援・連携(P28 2 行目)
26	31	評価指標「滋賀県芸術文化祭の公募展における18歳未満の出品者数」について、文化芸術の担い手である若手アーティストは、公募展への出品に必ずしも重点を置いていない。例えば、人口に占める文化芸術関係者の割合、周囲に文化芸術関係者がいるとする県民の割合などの指標も必要ではないか。	子ども・若者における作品発表の場は、滋賀県芸術文化祭の公募展に限られるものではありませんが、若い世代の活動状況を広く測るものとして、「滋賀県芸術文化祭の公募展における18歳未満の出品者数」の指標を採用しており、原案のとおりとします。
27	32	地域の魅力を高めるため、アーティストをはじめとする文化芸術関係者の人口を増やすことが重要であり、県として文化芸術関係者の移住促進に力を入れてはどうか。 移住してきた文化芸術関係者の活動の場(仕事)を創出することで、「場を広げる」や「人を育み、支え、つなげる」にもつながると思う。	御意見を踏まえ、 <u>以下のとおり追記します。</u> ・ <u>市町と連携し、滋賀県の文化芸術に関する土壌の豊かさなどの滋賀県の魅力や、文化芸術活動者の地域での暮らしぶりなどを発信することで、本県の移住や関係人口の創出につなげます。</u> (P32 13 行目)

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
28	32	「2(2) 応援者(ファン)・支援者(ボランティア、資金援助者)の創出・拡大」について、文化芸術活動を支援する者として、個人だけでなく、NPO法人など団体も想定してほしい。	施策の柱2で記載している、「応援者(ファン)・支援者(ボランティア、資金援助者)」については、個人だけでなく、NPOなど団体も含んでおり、原案のとおりとします。 また、御意見を踏まえ、第5章の部分について、<u>以下のとおり、修正します。</u>(P37 19行目) [修正前] そのため、県は、地域の文化芸術活動の主役である県民や、文化施設・教育機関、障害者施設等の福祉施設との連携・協働の推進に取り組みます。 [修正後] そのため、県は、地域の文化芸術活動の主役である県民や、文化施設・教育機関、障害者施設等の福祉施設、<u>NPO</u>との連携・協働の推進に取り組みます。
29	35	文化芸術活動を再開する方々から、練習場所や発表場所の確保に苦慮していると聞いている。文化芸術活動を再開する方々にも焦点を当ててほしい。	文化芸術活動への支援については、以下に記載しており、原案のとおりとします。 ・文化芸術活動を支援する仕組みの構築等(P35 10行目) ・施策横断プロジェクト(P36 5行目以降)
30	35	滋賀県文化審議会だけでなく、県内の文化芸術関係者が頻繁に集まり、県内の文化振興事業について話し合える場が必要だと思う。	文化芸術関係者などが話し合える場について、以下の施策に記載しており、原案のとおりとします。 ・文化芸術活動を支援する仕組みの構築等(P35 10行目)
31	35	子どもの心身の健康増進のために文化芸術を活用する取組を推進してほしい。	社会的処方については、記述がありますが、ウェルビーイングとの関係が伝わるよう、<u>以下のとおり修正します。</u>(P35 15行目) [修正前] ・<u>庁内の関係部署と連携しながら、文化芸術による社会的処方の取組を進めていきます。</u> [修正後] ・<u>文化芸術活動を人々の心身の健康につなげる社会的処方の取組を進めます。</u>

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
32	35	社会情勢の変化において、ウェルビーイングや社会的処方について、記載しているので、具体的な施策についても記載してほしい。	社会的処方については、記述がありますが、ウェルビーイングとの関係が伝わるよう、<u>以下のとおり修正します</u>。(P35 15行目) [修正前] ・<u>庁内の関係部署と連携しながら、文化芸術による社会的処方の取組を進めていきます。</u> [修正後] ・<u>文化芸術活動の人々の心身の健康につなげる社会的処方の取組を進めます。</u>
33	35	「3(3)さまざまな分野との連携による地域の魅力づくり」について、医療分野とも連携した文化芸術を活用した社会的処方の取組について記載してほしい。	社会的処方については、記述がありますが、ウェルビーイングとの関係が伝わるよう、<u>以下のとおり修正します</u>。(P35 15行目) [修正前] ・<u>庁内の関係部署と連携しながら、文化芸術による社会的処方の取組を進めていきます。</u> [修正後] ・<u>文化芸術活動の人々の心身の健康につなげる社会的処方の取組を進めます。</u>
34	35	「3(3)さまざまな分野との連携による地域の魅力づくり」について、地域の魅力づくりだけではなく、医療・福祉との連携による県民のウェルビーイングにつながる取組や文化的処方の取組について、打ち出してはどうか。	社会的処方については、記述がありますが、ウェルビーイングとの関係が伝わるよう、<u>以下のとおり修正します</u>。(P35 15行目) [修正前] ・<u>庁内の関係部署と連携しながら、文化芸術による社会的処方の取組を進めていきます。</u> [修正後] ・<u>文化芸術活動の人々の心身の健康につなげる社会的処方の取組を進めます。</u>
35	35	施策横断プロジェクトについて、どのような組織体制で運営するのかなど、具体的に記載してほしい。	施策横断プロジェクトの官民連携による文化芸術活動を支援する仕組みづくりについては、計画期間において、関係者と検討し、具体的な体制を進めていくものであるため、原案のとおりとします。
36	36	伴走型支援について、継続してほしい。	伴走型支援については、以下に記載しており、原案のとおりとします。 ・施策横断プロジェクト (P36 2～6行目)
37	36	公募型助成事業における伴走型支援について、専門家による丁寧な伴走支援が必要だと思う。県内でのそのような人材を確保(発掘・育成)するには時間がかかるため、長期的な視点を持って取り組む必要がある。	今後、施策を進める上での参考といたします。

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
38		県の事業成果を高めるため、文化芸術の専門職を雇用し、行政職員と連携して、政策の立案や推進を行う体制を検討するべきだと思う。	官民連携による文化芸術活動を支援する仕組みづくりにおいて、専門家を含めて、多様な意見を取り入れながら取り組むこととしており、原案のとおりとします。
No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第5章 基本方針の推進			
39	37	第5章基本方針の推進(2)イについて、子どもたちの文化芸術に触れる機会について、記載してほしい。	子どもたちの文化芸術に触れる機会については、県民の文化芸術活動の場に含まれるため、原案のとおりとします。
40	37	「第5章基本方針の推進(2)イ 文化施設・社会教育施設・学校等」について、県内美術館、博物館・文化ホール等の文化施設が横でつながるネットワークの構築を推進することを記載してほしい。	「第5章基本方針の推進(2)イ 文化施設・社会教育施設・学校等」については、滋賀県公立文化施設協議会や滋賀県博物館協議会との連携について、記載しているため、原案のとおりとします。
41	37	「第5章基本方針の推進(2)イ 文化施設・社会教育施設・学校等」について、いかなる環境下の子どもにも平等に、文化芸術に触れる機会をつくるため、公立私立の隔てなく、県内美術館、博物館・文化ホール等の文化施設が横でつながるネットワークの構築の推進のことを記載してほしい。	御意見を踏まえ、 <u>以下のとおり、修正します。</u> (P37 31行目) [修正前] また、子ども・若者の文化芸術活動の機会の充実に努めるとともに、子ども・若者が主体的に文化芸術活動に参加できる環境づくりに向けて、学校との連携・協働に努めます。さらに、文化芸術の振興や文化芸術を担う人材育成を図るため、大学との連携・協働に努めます。 [修正後] また、 <u>文化ホール、美術館、博物館等との連携を通じて、</u> 子ども・若者の文化芸術活動の機会の充実に努めるとともに、子ども・若者が主体的に文化芸術活動に参加できる環境づくりに向けて、学校との連携・協働に努めます。さらに、文化芸術の振興や文化芸術を担う人材育成を図るため、大学との連携・協働に努めます。
42		デジタル・アーカイブの標準化や公開方法、県内施設との連携について記載してはどうか。	デジタルアーカイブの標準化や公開方法については、専門的・技術的な内容であり、本基本方針には記載しないため、原案のままとします。